

第 1 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和6年1月9日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹
委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 信 夫 恵美子
委 員 木 村 希
4. 事務局 教育総務課長 倍 楼 司
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 竹 内 圭 介
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 蛭 子 拓 弥
5. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告(12月12日~1月9日分)について
6. 附議事件 議案第 1号 令和5年度教育費補正予算に係る専決処理について
議案第 2号 七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部
改正に係る専決処理について
7. 閉 会 午後4時50分
8. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 **與田 敏樹**

委 員 **山 川 明**

調整者 **三浦 啓輔**

別紙

與田教育長 : それでは、令和6年第1回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

開会に際しまして、本日の会議録署名委員について指名をいたします。加屋本委員、お願ひをいたします。

続きまして、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告について、本日お配りした資料につきまして御報告を申し上げます。

12月12日、第12回教育委員会議を開催をして、教育行政報告並びに附議案件4件審議をして、原案のとおり承認をいただきました。

15日、金曜日、「小さな親切」作文コンクール審査報告・表彰式が函館市役所で行われました。大中山中学校と七飯中学校の生徒が表彰されております。

19日、第1回函館圏域高校の在り方検討会議が行われました。函館圏域と言うよりは、函館圏域の高校に通っている場所にある首長、教育長が招集されまして、道教委のほうから高校の在り方について提案があり、意見交換をしております。具体的に言いますと、函館市、北斗市、七飯町、木古内町、森町、鹿部町の首長、教育長が都合によってはそれぞれ来れないところもありますけれども、参集範囲としてはそのようなところでございました。

翌日20日、定例校長会議を開催して、七つの事項について情報提供を行っております。

21日、音楽劇「ピーターとオオカミ」が開催されました。

22日、定例教頭・主幹教諭会議が開催をして、校長会と同様の事項について情報提供をしております。

23日、「子どもクリスマスのつどい」を開催して、親子19組47名が参加をしております。

26日、小・中学校及び義務教育学校が無事に2学期の終業式が行われたということで、来週の火曜日、始業式が行われます。

年が明けて、1月5日、南渡島消防事務組合七飯消防署の出初式が役場駐車場、文化センターで行われております。

昨日、2024年七飯町二十歳の集いが開催されました。162名の二十歳の方々が参加をしております。なお、今回、コロナ禍が明けましたので4年ぶりに「語らい広場」が開催されました。

以上で、12月12日から本日までの教育動向報告といたします。御質問、御意見等がありましたら伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。それでは、報告第1号教育行政動向報告(12月12日~1月9日)について報告済みとさせていただきます。

続きまして、4番、附議事件、議案第1号令和5年度教育費補正予算に係る専決処理について、事務局よりお願ひいたします。

学校給食センター長 : 議案第1号令和5年度教育費補正予算に係る専決処理について、令和5年度教育費補正予算を別紙のとおり、町長に提出することについて教育委員会職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則、第2条第2項の規定に基づき専決処理したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

それでは、資料1にて御説明いたします。

1、事業の名称といたしましては、学校給食物価高騰支援事業でございます。

2、目的は、七飯町学校給食センターが提供する学校給食に係る食材購入費の一部を補助することにより、安定した学校給食物資の調達に寄与するとともに、児童生徒の保護者負担の軽減を図り、子育て支援を推進するものであります。

3、事業の概要は、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食の円滑な実施を図るものであります。

4、事業費といたしましては、予算科目、10款教育費、5項保健体育費、2目学校給食費、18節負担金補助及び交付金。事業名、学校給食物価高騰支援事業（交付金事業）。細事業名、学校給食物価高騰支援補助金。予算額といたしまして2,000万円を追加するものでございまして、令和5年度分として300万円、令和6年度繰越明許分として1,700万円でございます。以上で説明を終わります。

與田教育長 : 提案説明は以上でございます。

なお、捕捉して御説明いたしますが、現状として学校給食費、これだけのものを補填をしないと経営ができないという状況であります。単純に、毎月500円以上の給食費を値上げせざるを得ない状況にありましたが、今回、国の交付金が入ることによって、とりあえず令和6年度については給食費は現状維持のまま1年間、実施をできるという形になる予定です。

ただ、この交付金が切れた令和7年度については間違いなく値上げをせざるを得ない状況ですので、それにつきましては学校給食センターの運営委員会の中で値上げ額も含めて検討いただくということで、具体的には2月に行われる給食センターの運営委員会で基本的に6年度分も含めて値上げの議論をしていただくと。値上げの議論をしていただいたとしても、6年度分については実際の値上げはない形になりますが、その分をそのまま7年度の値上げという形になりますので、約1年間かけて、その議論をしていただく予定です。議論というよりか上げざるを得ないということなのですけれども、その1年間できちんと保護者に対して周知をしていただく期間という形になると思いますが、そのくらい今、全ての物価が値上がりしておりますので、給食費についても切羽詰まった状況にあると。ただ、それは1年間、国の交付金によって先送りされたということなので、少し準備期間としてはあるかなというところがございます。

捕捉としては以上でございます。御質問、御意見等があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

與田教育長 : 加屋本委員。

加屋本委員 : 物価高騰ということですから、基本的にはどの市町村も同じような状況なのではないでしょうか。

與田教育長 : そこは政策的な判断として、今、給食と無償化している部分については当然値上げということはありませんが、自治体の負担がその分だけ相当増えるということになります。多くの自治体で結構、この交付金を使って現状維持という形をやっておりますが、それを具体的に値上げという形で出てくるのは6年度から出てくるところもありますが、多くは7年度から値上げをするというのが多くなってくると思います。これは、自治体のほうで、それを政策的、政治的な判断として全額、引き続き補填をするとか、あるいは一部を補填するのかというのは、これは教育委員会ではなくて、行政側の判断として出てくる可能性はありますが、ただそこは税金を執行するという形になりますので、軽々と運用するものではありませんので、あと教育委員会としては現状に見合った給食費について、どうあるべきなのかということを経営委員

会で議論していただくという形になっております。以上です。
あとはよろしいですか。

全員：（なし）

與田教育長：では、議案第1号令和5年度教育費補正予算に係る専決処理について、原案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、議案第2号七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。

学校教育課長：それでは、議案第2号七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に係る専決処理について御説明申し上げます。

七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則、第2条第2項の規定に基づき、専決処理いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、資料2の七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令の概要を御覧ください。

1、改正理由でございます。道立学校職員の自家用車の公用使用について、アルコール検知器を常時有効な状態で保持するとともに、運行前及び運行後の酒気帯びの有無の確認にアルコール検知器を使用することが義務づけられ、令和5年12月1日から適用されることとなりましたので、当町においても町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を併せて改正するものでございます。

2、改正内容でございます。自家用車の公用使用承認の制限について、「当該職員の運行前の状態を目視等で確認及びアルコール検知器を用いた確認により酒気を帯びていることが確認された場合」を追加し、また、公用使用承認等の手続きについて「校長等は、職員が自家用車を運行した後、運転者の状態を目視等及び検知器の使用により酒気帯びの有無を確認しなければならない。」及び「校長等は、確認結果を記録するとともに、その記録を1年間保存しなければならない。」を追加いたします。

そのほか、今回の北海道の要綱改正には含まれていませんが、北海道の要綱と異なる部分のうち、合わせる必要がある箇所が判明したため「自家用車の公用使用を承認する場合において、災害の発生その他緊急を要する場合であって、一般の交通機関を利用することが不相当と認められる場合に限り、児童生徒の同乗を承認することができる。」を追加するものです。

3、施行期日でございます。この規則は、令和5年12月1日から施行するものでございます。また、次のページには新旧対照表及び改正後の規則を添付してございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

與田教育長：議案第2号七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に係る専決処理について提案説明を申し上げました。質問、御意見等あれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

私用車を公用車扱いにしておりますので、それは変わらないのですが、アルコール検知器に行く前と行った後にやっていただくということが今回の改正でございます。あとは、災害等が発生したときに、今までは子どもたちを乗せられなかったのですが、やむを得ない事由があった時には乗せることができるという改正したものでありますので、ためになる改正だと思っておりますが、御質問、御意見等があれば賜りますが、よろしいですか。

與田教育長：山川委員。

山川委員 : 一つだけ、緊急性を要する対応のときに、なかなかアルコール検知器どこにあるとか、アルコール検知器によるチェックって難しいではないですか。

與田教育長 : それはいかなる理由があっても、アルコール検知器は避けて通れないということで、ですから、分かりやすいように設置していただく。要するにそれは周知していますので、これは各学校においても同様に。それがあゆえに緊急出動が遅れるということがあってはならないと思いますので、これを皆様に危惧されることのないように努めたいと思います。
よろしいですか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。

議案第2号七飯町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に係る専決処理について、提案のとおり御承認賜りました。ありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年第1回定例七飯町教育委員会議を終了いたします。